

納期限までに納めてください

令和4年度 市税などの納期限



種別	①市・県民税 (普通徴収)	②固定資産税 都市計画税	③軽自動車税 (種別割)	④国民健康保険税 (普通徴収)	⑤介護保険料 ⑥後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)
納税(入) 通知書 発送時期	6月中旬	4月上旬	5月中旬	7月上旬	8月上旬
5月		6日(金)全期・1期			
6月			6日(月)全期		
7月	5日(火)全期・1期				
8月		5日(金)2期		1日(月)全期・1期 31日(水)2期	25日(木)1期
9月	5日(月)2期			30日(金)3期	26日(月)2期
10月				31日(月)4期	25日(火)3期
11月	7日(月)3期			30日(水)5期	25日(金)4期
12月				26日(月)6期	26日(月)5期
令和5年 1月		10日(火)3期		31日(火)7期	25日(水)6期
2月	6日(月)4期			28日(火)8期	27日(月)7期
3月		6日(月)4期		31日(金)9期	27日(月)8期

問い合わせ先／①～④市役所収納課庶務係 ☎76-8120 ⑤市役所長寿課介護保険係 ☎76-8144
⑥市役所保険医療課高齢者医療係 ☎76-8153

いつでもどこでも即時に



スマートフォン決済アプリ「auPAY」でも 市税などの納付が可能に



4月からスマートフォン決済アプリ「auPAY」を使って、スマートフォンやタブレット端末から市税や料金が納付できるようになります。先に導入した「PayB」「PayPay」「LINE Pay」「ファミペイ」と同様に、納付書に印字されているバーコードをカメラ機能で読み取ることで、いつでもどこでも納付できるサービスです。詳細はホームページ(右記二次元コードからアクセス)をご覧ください。なお、発行済みの納付書も利用可能です。



対象となる市税・料金	問い合わせ先
市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、 軽自動車税(種別割)、国民健康保険税	市役所収納課庶務係 ☎76-8120
介護保険料	市役所長寿課介護保険係 ☎76-8144
後期高齢者医療保険料	市役所保険医療課高齢者医療係 ☎76-8153
保育料	市役所保育課庶務係 ☎76-8147
児童クラブ育成料	市役所こども課こども係 ☎76-8146
学校給食費	市役所学校教育課庶務係 ☎76-8176

注意事項

- 領収証書の発行不可。領収証書が必要な場合は、金融機関またはコンビニエンスストアなどで納付してください
- 決済手数料はかかりません
- 通信料は利用者負担
- 次の納付書は使用不可 バーコードの印字がないもの、破損・汚損などによりバーコードを読み取れないもの、納期限が過ぎたもの(再発行納付書や督促状などの場合は、取扱期限が過ぎたもの)、納付書1枚当たりの納付額が30万円(ファミペイは10万円)を超えるもの、金額を訂正したもの